

計画策定部会について

1. 日 時 平成 29 年度は開催せず

2. 委 員 今村部会長、伊東委員、千田委員、田中委員、西嶋委員、毛利委員、
吉田委員、平井委員長

3. H29 年度における主な修正点

(1) 前回策定部会 (H29.3 開催) 了承事項

大幅な修正がある場合部会を開催、それ以外の修正は部会長と協議・相談

⇒ 部会長と協議し、大幅な修正はないと判断し部会は開催しなかったが、各委員に修正点等を送付し確認いただいた。

(2) 主な修正点 (本文該当頁及び修正理由)

下記修正点について、部会長と協議・相談の上、部会委員に説明

⇒ 了承 (保存活用計画に反映) ※文化庁にも説明・了承済み

① P. 1 第 2 節 計画改訂の目的

文化財保護法改正の新たな考え方 (活用の視点) を盛り込んだ文章に修正

② P. 88 第 2 節 保存管理の方法／2 地区ごとの整理／(5) 千葉城地区

③ P. 96 第 3 節 各地区の保存管理方針／5 千葉城地区

特別史跡への追加指定及び公有化を検討している JT・NHK 跡地について、今後の活用を意識した文章に修正

④ P. 112 第 6 節 緑の保存管理／2 緑の保存管理の考え方

保護法令上、緑の保存管理の考え方を課せる対象区域は特別史跡内までであるため、指定地外は努力目標とする文章に修正

⑤ P. 115 第 7 節 調査研究と担い手育成

調査研究や人材育成について追記

⑥ P. 126 第 9 節 追加指定／2 基本方針と今後の計画

JT・NHK 跡地を民有地における今後の追加指定の計画に追記

⑦ P. 128 第 10 節 公有化／3 公有化の基本方針

必要な公有化は検討すべきであるため、具体的な基本方針を前回案より復活・整理

⑧ P. 155 第 3 節 被災の記憶等の継承や調査研究等の情報発信

被災の記憶継承、調査研究等の情報発信について追記

4. パブリックコメント・結果について

実施期間 平成30年1月5日（金）～2月3日（土）

意見提出件数 1名、3件

⇒部会長と協議し、素案の修正は必要ないと判断

①ご意見に対する対応区分及び内訳件数

| 区分 | 内容 | 件数 |
|------------|--|----|
| 対応1（補足修正） | ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの | 0 |
| 対応2（既記載） | 既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの | 1 |
| 対応3（説明・理解） | 市としての考えを説明し、ご理解いただくもの | 2 |
| 対応4（事業参考） | 素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの | 0 |
| 対応5（その他） | 素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの | 0 |
| 合計 | | 3 |

②提出されたご意見とそれに対する本市の考え方（案）

| 項目 | ご意見等の内容 | 本市の考え方（案） | 対応 |
|---------------|---|--|----|
| ④第4章 保存管理 | 特別史跡の範囲を広げることを目指し、すぐには無理だろうが、目標として古城地区にジェーンズ邸を戻すべき。 | 特別史跡の指定範囲については、旧城域まで拡大することに努めるとしています。また、建造物の保存修理・復元については、慎重な調査研究の成果に基づく必要があることから、史実に基づかない施設の城域への移築・復元は困難であり、唯一史実に基づく創建地には現在高校施設があるため、物理的に困難であると考えています。 | 3 |
| ⑤第5章 活用・整備 | 幕末を整備の基準時期としているが、幕末から明治初期まで広げた西南戦争遺跡としての熊本城を意識すべきではないか。 | 建造物の保存修理・復元については慎重な調査研究に基づく必要があるため、資料が豊富に残る幕末期を整備の標準時期としています。幕末以降の熊本城の歴史については調査研究等の成果に基づき、西南戦争までの遺構を保存することとしており、それ以降についても遺構の時期に従った表示等を行います。 | 2 |
| ⑩その他 | 新町城下町ゾーンでは景観条例を作り、もっと強く保護すべきではないか。 | 本市では、熊本市景観条例や景観法に基づく熊本市景観計画により、良好な景観の形成に努めることとしており、熊本城周辺地域については重点地域として景観形成基準を定め、眺望景観の確保に努めています。 | 3 |